

(1) 福祉

【現状と課題】

- 子どもと子育て家庭を取り巻く環境が大きく変化し、核家族化や就労形態が多様化する中、子育てと仕事の両立支援が出来る各種の公共サービスの充実や、児童が、放課後安心して過ごすことが出来る環境が求められています。
- 学童保育所開設、放課後や週末の居場所づくりとして、青少年相談員と協力し、ジュニアスポーツ大会や自然体験等を実施しています。
- 児童が自由に遊べ、安全に過ごすことの出来る放課後や週末の居場所づくりを推進していくために、関係機関が連携した地域全体での支援が求められています。

【基本方針】

次代を担う子どもたちが健やかに成長出来る環境整備を行政と民間が連携し、社会全体で子どもたちの健全育成の支援に取り組みます。

【計画】

① 子育て支援体制の整備

- 多様な家庭の事情に応じた子育ての支援を可能としていくために、様々な子育て情報を統括していく場が必要とされています。そのため、子育て支援にあたる行政組織だけでなく、民間団体や住民ボランティアとの連携により子育て支援体制づくりを推進します。 (福祉健康課)

② 放課後の子ども支援

- 小学校区ごとに小学校特別教室を利用し開設している(一宮小学校は民家の一室を利用し、分室も開設。)学童保育を今後も継続し、内容の充実に努めます。 (教育課)

③ 交流環境の整備

- 子ども同士で自由に安全に遊べる場として欠くことのできない公共空間として、公園や公共施設の適正な維持管理を推進します。 (福祉健康課・事業課)
- 地域ごとの伝統行事等への参加を促すため、各種の文化的行事や農業、自然環境等にふれる機会の紹介や案内等の情報提供に努めます。これらを通じて地域の異なる世代の人々がふれあい、社会全体で子どもを見守り、育っていくための環境整備を推進します。 (教育課)

(2) 健康

【現状と課題】

- 小中学生を対象とした小児生活習慣病予防健診は平成5年から継続しており、疾病の予防、早期発見、生活習慣の改善指導等について、学校と連携した取り組みを実施しています。
- 予防接種については、幼年期と同様に、個別に医療機関で接種出来る体制を整えています。
- 子ども医療助成制度により、就学児から高校生等までの医療費を助成し保護者の経済的負担を軽減し、子どもの保健の向上及び子育てしやすい環境づくりをしています。

【基本方針】

子どもにかかる医療費の助成制度を継続するとともに、次代を担う子どもの健全な成長を図るため、疾病の予防について健康教育等、保健活動を推進します。

【計画】

① 保健活動

- 小中学生を対象とした小児生活習慣病予防健診を継続し、疾病の予防、早期発見、生活習慣の改善指導を学校と連携して推進します。
(福祉健康課・教育課)
- 予防接種は接種対象の時期になったら個別通知し、医療機関での個別接種を勧奨します。
(福祉健康課)

② 健康教育の充実

- 生活習慣病の予防等の健康教育活動、感染症対策等病気や予防、医療に対する正しい理解が深められるよう取り組みます。
- 小中学校のこころの健康についても理解を深め、正しい知識を持ち、思いやりの気持ちがもてるよう、学校と連携し、取組みについて検討していきます。
(福祉健康課)
- 食育を推進し、自ら健康管理が出来るよう、児童生徒への指導に努めます。
(福祉健康課・教育課)

③ 医療体制の充実

- 医療関係との連携を密にし、小児救急診療をはじめとした緊急医療の輪番体制の安定化と充実に努めます。こども急病電話相談（#8000）を周知します。
(福祉健康課)

(3) 教育

【現状と課題】

- 本町の小学校児童数及び中学校生徒数は減少傾向にあります。
- 教育施設としては、パーソナルコンピュータが小中学校に配置されており、インターネット等にも対応出来るようになっています。情報化、国際化が著しく進展していく中、教職員の研修、学校図書の充実、教育内容の充実が求められています。
- 耐震補強に基づく校舎、屋内運動場の大規模改修は一宮小学校体育館を除き終了しましたが、単独給食制度を採用している給食室、プールの整備については今後の課題です。
- 特別支援教育に対応するための特別支援学級が設置されています。
必要に応じて就学指導委員会に諮りながら、個別の相談・支援体制の充実を図っています。

【基本方針】

本町の教育の基本指針を制定し、それに基づいて学校、家庭、地域社会との連携を深め、それぞれの教育の充実を目指します。郷土を愛し、環境・文化・歴史を継承していく心を育て、社会の一員としての自覚を育んでいける教育環境をつくるとともに、保護者の意識啓発や教職員の研修等の充実を推進していきます。特別支援教育の充実や、情報化、国際化等、社会情勢の変化に対応する教育環境の整備等、多面的な教育環境の充実を図ります。

学校を取り巻く環境や教育内容の充実のために総合的にサポートしていくための組織づくりを進め、安心・安全な学校づくりの基となる児童生徒の安全対策の強化、安全教育の充実を推進します。

【計画】

① 学校施設の整備

- 学校施設の設備や耐久性、将来の社会的要請に鑑み、長期的な計画に基づいて建設・設置・導入及び改修を進めます。これを実施するにあたっては、最も効率的で望ましい学校施設整備長期計画を樹立していきます。 (教育課)

② 教職員の充実

- 学習指導要領の改正等の変化にあたっても、児童生徒の学習到達度が不十分とならないよう、基礎基本の理解習得を徹底するとともに、外国語指導助手や補助教員の設置等を積極的に推進していきます。
- 町教職員研修会により、独自の研修をすすめ、環境教育・心の教育・情報教育・国際的な社会情勢に対応するとともに、時代に即した教育内容について、積極的に推進していきます。 (教育課)

③ 教育内容の充実

- 外国語指導助手の拡充による語学教育の充実や補助教員の効率的な配置等により、チームティーチング（複数の教員が役割を分担し、協力し合いながら指導計画を立て、指導する方式）等を積極的に取り入れ、学習効果が充分に図れる環境づくりを進めます。
- 備品や教材器具の計画的な整備を進めることで、授業をわかりやすく、興味深く展開出来るような指導を図ります。
- 図書室と学校図書室等の充実をすすめ、活字メディア・情報メディアの活用が充分に図れるようにしていきます。
- 本町の環境・歴史・文化・伝統芸能について積極的に学ぶため、町民や町内外の有識者と協力して、郷土教育を推進します。
- スクールカウンセラーの拡充等、今後望ましい形での児童生徒の心のサポート、学校内外における心のケアに配慮した体制作りを検討します。 (教育課)

④ 地域の学校支援

- 学校での教育活動以外に、児童・生徒と保護者、地域住民が世代を超えて学ぶ社会教育の場に参加出来る環境を整備します。
- 体験や交流等により、自然環境・地域の歴史文化について知ると共に、積極的に地域行事等に参加し、地域の一員であり、また、地域の文化を担い継承していくという自覚が育つような機会の提供を促進します。
- 家庭教育学級の充実を図り、学校と家庭との連携をより深め、親子ともども地域住民とともに学ぶ場をつくっていきます。
- 地域に開かれた学校として、親(保護者)だけでなく地域住民も共に支え合う学校を目指します。そのために、学校と保護者と地域をつなぎ、学校運営を円滑にし、学校を取り巻く環境や教育内容の充実を図っていきます。児童生徒の安全や防災体制には、地域一体となった取り組みを図ります。
- 児童生徒・保護者の抱える悩み等、学校現場や教育職員だけでは充分に対応しきれない問題、課外活動の支援、地域住民と共に社会教育の場での交流、学校では負担しきれない、児童生徒や保護者の精神的なケア等といった面への対処について地域住民との連携で取り組みます。 (教育課)

(4) 交通

【現状と課題】

- 町内には、国道、6本の県道（南総一宮線・一宮片貝線・一宮停車場線・飯岡一宮線・松丸一宮線・一宮椎木長者線）、町道がありますが、国道・県道以外はほとんど歩道が設置されていません。特に、通学路に関しては、歩道、道路表示、狭隘道路の解消等、早急な整備が求められています。
- 学期の初めと終わりに、各学校のPTA役員やボランティアが、交通量の多い交差点に立ち交通指導を行っています。子どもの交通事故は、自転車乗車中や歩行者の飛び出し、車両の直前直後の横断等が多い状況にあります。児童・生徒の交通安全教育を徹底するため、交通安全教室等を通じて、歩行者及び自転車の利用者として必要な知識と技能を習得させ、正しい自転車の乗り方の指導等を実施しています。
- 児童生徒の交通安全に関しては、道路等の環境や運転手のマナー等も含め、児童生徒の交通意識や交通マナーの面等、多くの要素が関わっています。通学その他の利便性だけでなく、交通安全の環境整備に対しても検討や改善を進めていく必要があります。

【基本方針】

通学路の交通安全対策と登下校時の交通安全指導を推進します。

児童生徒への交通安全教育を継続するとともに、安全に配慮した道路環境の整備について検討していきます。交通安全指導に関しては、地域全体で見守る仕組みづくりを推進していきます。

【計画】

① 交通安全教育の促進

- 児童生徒が歩行者や自転車の利用者として必要な交通知識と技能を習得し、必要な交通安全習慣を身につけるよう交通安全教室を開催します。
(教育課・総務課)

② 通学路の整備

- 通学路等の交通環境の現状を把握し、道路設備や安全のために必要な交通規制等の問題を始めとして、歩道整備や交通標識設置等、交通安全施設の改善を進めます。
(事業課・教育課)

③ 交通安全指導

- PTAや交通安全協会による街頭での交通安全指導、さらに地域住民との連携を推進するとともに、ボランティアによる支援等も得ながら、地域全体で子どもたちを見守る仕組みづくりを促進します。
(教育課・総務課)

(5) 社会参加

【現状と課題】

- 青少年の価値観等、青少年を取り巻く社会的状況は大きく変化しています。青少年の豊かな人間性と社会性を育て、将来に希望と夢を持てるよう、地域全体で子どもを育成する環境が求められています。
- 社会教育の関わる事業として、各種公民館教室の開催、子ども会、文化同好連絡協議会、PTA連絡協議会等の社会教育関係団体の指導育成を行っています。
- 子ども会では、子ども会活動を活性化させるため、ジュニアリーダーの育成に努めており、また、青少年の健全育成のために、青少年相談員が中心となり多様な行事を進めています。
- 町内に伝わる伝統芸能の普及活動や後継者育成に協力しています。

【基本方針】

本町における教育の基本指針に基づいて、児童生徒の、地域の行事や社会的文化的な活動への参加を促し、次世代を担う青少年が、郷土を愛し、活力に満ちた人間として育つために、地域・家庭・学校・各種団体・事業所等との連携により育成に努めます。それにより、地域の文化的伝統芸能の継承・普及の担い手として、また、次世代のまちづくりの担い手としての青少年の育成を進めます。

【計画】

① 地域教育の促進

- 地域の慣習や伝統的な行事への参加や子供会をはじめ各種の団体等の活動において、青少年がそれぞれの役割に応じた責任を担っていくことで、地域の文化的な伝統の継承・普及の意識を育むとともに、各種活動の指導者の育成に取り組みます。
- 青少年関係団体の活動を支援し、地域リーダーの養成に努めます。 (教育課)

② 体験学習

- 地域の企業や商店、官公庁の協力を得ながら、児童・生徒が積極的に社会的・文化的な体験活動が出来るような機会づくりを促進するとともに、青少年の心の豊かさや、心身のたくましさを育むような様々な機会の創出に努めます。 (教育課)

③ 地域交流

- 地域の文化行事・スポーツ行事等の支援を進め、児童生徒や青少年の参加、活動の場をより広く提供していきます。 (教育課)

④ 世代間交流の活性化

- 各種行事や地域活動の場において、異世代との協働の場を共有することで、世代を超えた交流を深め、地域全体で青少年を育てるまちづくりを推進します。 (教育課)
- 児童生徒が子どものときから高齢社会の問題等を理解出来るよう、福祉関係者や学校関係者等と連携し、ボランティア体験事業の実施や福祉教育の推進を図ります。 (福祉健康課・教育課)

